

県が主催する会議・研修等の開催について

1 趣旨

緊急事態宣言の解除に伴い、今後、県が主催する会議・研修等の開催については、新型コロナウイルス感染防止策を徹底して実施する。

2 基本的な考え方

- ・感染防止のため、可能な範囲でテレビ会議等の活用を努める。
- ・人が集まる会議・研修等を開催する場合には、感染防止策を徹底する。

3 人が集まる形で会議・研修等を実施する場合の感染防止策

会議・研修等の開催にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に、以下の取組みを徹底すること。

（1）換気の徹底

- ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。冷暖房運転時には、窓の開放時間を調整するなど室温等にも十分配慮して、適切な換気に努めること。

（2）接触感染の防止

- ・感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを備え付けること。なお、入手できない場合は入室時等にこまめな手洗いを徹底させること。
- ・出席者が使用する物品、パソコン等については、消毒を徹底するとともに、複数人ででの共用をできるだけ回避すること。

（3）飛沫感染の防止

- ・会場の定員の50%以内（屋内）かつ国の基本的対処方針等が示す人数上限（※）を、参加人数の目安とすること。
- ・席の配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持（1メートル以上）に努めること。
- ・出席者にマスク着用を励行させること。（咳エチケットの徹底）
- ・発言席を設ける等、発声時の間隔を空ける（2メートル以上）よう努めること。

※人数上限

- ・5月25日～（ステップ①）：屋内100人、屋外200人
- ・6月19日～（ステップ②）：屋内・屋外1,000人
- ・7月10日～（ステップ③）：屋内・屋外5,000人
- ・8月1日目途～（移行期間後）：上限なし

（4）その他

- ・風邪症状等がある場合には、会議等へ参加しないよう出席者等にあらかじめ周知徹底すること。
- ・休憩スペースや食堂、トイレ等においても、換気の徹底、座席の間隔の確保、手洗い又は手指消毒等を徹底すること。